

発刊	名称	ご質問・御意見等	対応・回答
全体にわたるもの		技術審査証明の目的は？	下水道機構が行う建設技術審査証明事業(下水道技術)は、民間企業において自主的に研究・開発された下水道に係わる新技術を対象に、技術的な審査を行い、その性能や特徴等を客観的に証明する事業です。これにより、新技術の下水道事業への適正かつ迅速な導入に資するとともに、下水道技術水準の向上に寄与することを目的として実施しています。
全体にわたるもの		審査証明の対象は？	審査証明の対象とする技術は、下水道に係わる技術で次に掲げるものです。 ただし、複数の機器を組み合わせた複雑なシステム技術を除きます。 (1) 調査、計画、設計、施工および管理に係わる技術 (2) 機械、設備、器具、材料に係わる技術
全体にわたるもの		審査技術の区分は？	審査証明の対象とする下水道技術は、「実施要領」第4条(依頼技術の区分)で、次の項目に区分しています。 開発目標型：依頼者が掲げた技術内容、開発の趣旨、開発目標等に基づき確認する技術 基準達成型：下水道機構が別に示した審査基準等(評価項目、試験方法、要求性能等)の確認条件を満たす技術
全体にわたるもの		審査証明の対象から除かれている複雑なシステム技術とは？	例えば、水処理や汚泥処理等のシステムの要素の高い技術分野については、複数の機器の組み合わせによる複雑なシステムとして機能を有しています。汚泥性状や季節等の条件の相違による変動もあり、また、関連機器数、運転管理項目等、審査で確認すべき項目が多く、現状の審査期間内では的確な確認が困難なため、審査証明の対象から除いています。 なお、下水道機構では、審査証明の対象外となった技術について、共同研究として実施することを勧めています。
全体にわたるもの		審査証明の流れは？	毎年4月に受付が開始され、依頼内容に基づき6月の「受付審査会」で審査対象としての適否を判断します。その後、有識者で構成される「審査証明委員会」で審査方針等が決定され、「部門別委員会」で内容審査や現地立会試験等が行われます。「部門別委員会」の結果は、「審査証明委員会」において最終審議が行われ、承認を受けた技術に対して審査証明書が交付されます。 審査証明の年間スケジュールの詳細については、「実施要領」巻末の「建設技術審査証明事業の流れ」「同年間予定表」を参照してください。
全体にわたるもの		審査証明の方法は？建設技術審査証明委員会とは？	審査証明事業では、公平かつ公正な審査を行うため、大学、研究機関等の学識経験者や地方公共団体等の技術者により構成される「建設技術審査証明委員会」を設置し、審査証明の対象技術について審査を行います。さらに、技術ごとに5つの「部門別審査証明委員会」を設置して、開発目標に関する実験データや運転性能等について、国等が定める技術指針等に照らし、現地立会試験を含めた詳細な審議、検討が行われています。 審査証明の年間スケジュールの詳細については、「実施要領」巻末の「建設技術審査証明事業の流れ」「同年間予定表」を参照してください。
全体にわたるもの		審査証明に要する期間は？	「実施要領」第12条(技術審査の方法)4項に、「審査期間は、原則として1年間とする。」と定めています。審査証明の年間スケジュールの詳細については、「実施要領」巻末の「建設技術審査証明事業の流れ」「同年間予定表」を参照してください。
全体にわたるもの		新規、変更、更新の区分は？	審査証明の対象は、新規技術のほかに、すでに審査証明を取得した技術の更新・変更に分類されています。 ① 新規：新しく審査証明を受ける技術。 ② 更新：原則として、有効期間の5年を経過する技術で、当初の技術と同一で、審査証明の内容、適用範囲等に変更がなく、原則として現地立会い試験を必要としない範囲のものです。 ③ 変更Ⅰ：当初技術の審査証明の内容、適用範囲等を変更し、原則として現地立会い試験を必要とする範囲の技術です。 ④ 変更Ⅱ：技術名称や依頼者名等の変更を行い、原則として現地立会い試験を必要としない範囲の技術です。 なお、合わせて「実施要領」第4条(依頼技術の区分)、第6条(審査証明の依頼)及び第19条(審査証明書の有効期間と管理)を参照してください。
全体にわたるもの		審査証明の費用は？	審査証明に際し、依頼者が下水道機構に支払う費用については「実施要領」第7条(所要経費等)に定められています。 依頼者が下水道機構に支払う費用は、次に掲げるとおりとなります。 1項の(1)新規、更新、変更に係わる申込み料および審査証明料。 一 新規は、申込み料 100,000円(税別)、審査証明料 3,000,000円(税別)とする。 二 更新は、申込み料 100,000円(税別)、審査証明料 900,000円(税別)とする。 三 変更Ⅰは、申込み料 100,000円(税別)、審査証明料 1,450,000円(税別)とする。 四 変更Ⅱは、申込み料 100,000円(税別)、審査証明料 900,000円(税別)とする。 なお、審査内容により費用が異なる場合があります。また、上記の申込み料、審査証明料には、依頼者が行う現地試験の費用は含まれておりません。 また、審査証明の終了が翌年度に繰り越された場合は、継続手数料 100,000円(税別)となります。
全体にわたるもの		審査証明費用の納入時期と変更は？	依頼者は、「実施要領」第7条の規定に基づき、審査証明に係わる費用を下水道機構からの請求を受領した日から起算して30日以内に納入していただきます。 また、審査証明に係わる費用に変更が予想される場合には、その時点で両方で協議することとなります。
全体にわたるもの		審査証明の有効期間は？	審査証明書の有効期間は、5年間です。 「実施要領」第19条1項(審査証明書の有効期間と管理)に、「審査証明書の有効期間は、5年間とする。」と定めています。 原則として、5年ごとに更新手続きを行う必要があります。 また、有効期間内に、審査証明の変更がある場合は変更することができます。その場合は、審査証明書の有効期間は原則として新たに5年間となります。 なお、具体的な有効期限は、交付された各技術の建設技術審査証明書の中に、審査証明の有効期限を記してありますので、その期日までとなります。
全体にわたるもの		有効期間を終了した技術は？	審査証明書の有効期間は5年間です。依頼者は、原則として5年ごとに更新手続きを行う必要があります。更新手続きを行わなかった技術については、有効期間終了後において依頼者が審査証明書・報告書および審査章を使用することを認めていません。

発刊	名称	ご質問・御意見等	対応・回答
全体にわたるもの		審査証明技術の普及活動は？	<p>審査証明が完了した技術は、それぞれの技術について「審査証明報告書」や「技術概要書」等が作成され、全国の地方公共団体をはじめ、下水道関係機関に広く配布されます。また、下水道機構のホームページや「下水道新技術研究所年報」、機関誌「下水道機構情報」などに掲載され、公共事業における新技術導入の際の判断資料として広く活用されています。</p> <p>このほか、「JACIC 検索システム」への登録、建設技術審査証明協議会に参加する14団体が共催による「建設技術審査証明新技術展示会」への参加など、様々な方法で広報されています。</p>
全体にわたるもの		審査証明の責任範囲は？(審査証明の基準に照らし、工事を行い事故等が起きた場合)	<p>建設技術審査証明事業(下水道技術)実施要領第3条(審査証明等の依頼の前提条件)7項に「依頼技術に起因する工事事故等が生じた際の責任は、全て依頼者が負うものであること。」また、第23条(審査証明技術の事故等に係わる責任)には「審査証明された技術を現場等で採用した際に当該技術に起因する事故等の不都合が生じた場合は、審査証明取得者は速やかにその内容について下水道機構に報告すると共に、責任を持って適切な処置を講ずるものとする。」と定められています。</p>
全体にわたるもの		共同研究と審査証明の区分は？	<p>民間との共同研究は、共同で性能確認等を行い、開発者および利用者の双方の意向を踏まえた改良を行い技術マニュアル等の整備を行うものであるのに対し、審査証明は、既に民間において開発が完了した技術について、原則として開発者が提示する仕様(開発目標)が満足しているかどうかを確認するものです。</p> <p>端的に言えば、審査証明とは、「本機構は報告書に虚偽の記述がない」ことを証明しているのであり「当該技術が優秀であるかを審査する」ものではありません。採用の可否は、あくまでも地方公共団体の判断で行う必要があります。</p>